

浄化槽設置事業費補助金交付申請書類一覧表（申請者）

Ⅰ. 浄化槽設置事業費補助金交付申請書		備 考	申請者 チェック欄	廃棄対策 チェック欄
①	浄化槽設置事業費補助金交付申請書 (様式第1号)			
②	浄化槽設置届出書の写し	・ 審査期間(10日間)を経過した廃棄物対策課の受付印が押印されたもの		
③	【説明事項 兼 同意誓約事項】補助制度の注意 点について	・ 申請者自身が署名したもの		
④	浄化槽登録証の写し	10人槽超の場合は提出の必要なし		
⑤	登録浄化槽管理票(Ｃ票)			
⑥	保証登録証(市町村用)			
⑦	配置配管図(既設配管図及び予定配管図) (各2部) ※宅内配管工事費の請求の有無に関わらず既 設配管図及び予定配管図を2部ずつ提出する	・ すべての水廻りの配管が分かるように記入 ・ 放流先を記入 ・ 単独処理浄化槽、くみ取り便槽の位置、全撤去の可・不可を記入 ・ 露出配管は原則不可 ※露出配管にせざるを得ない特別な事情がある場合は、事前に市に 相談すること ※交付決定後に計画を変更する場合は、事前の変更承認申請が必要 ・ 宅内配管工事費の補助金を申請する場合は、付け替える配管等が分かる よう表示(色分け等)し、配置する配管の材質や内径、延長等が分かるよう記 載		
⑧	工事経費に係る見積書の写し	・ 内訳を記載 ・ 設置工事費(本体費用及び設置工事費)、撤去費(既設の単独処理浄化槽又 はくみ取り便槽の撤去に要する費用)及び宅内配管工事については、見積書を 分けること ・ 宅内配管工事費の補助金を申請する場合は、配管工事の内訳(単価・ 数量・材質等)を記載		
⑨	工事請負契約書の写し			
⑩	施工体制が確認できる書類	・ 施工に当たり、下請負人及び再下請負人を使用する場合のみ		
⑪	設置場所付近の案内図(3部)			
⑫	浄化槽法定検査(7条・11条)依頼書の写し	・ 7条振込依頼書と11条契約書が一体となったもの		
⑬	工事業者の浄化槽設備士免状等の写し	・ 取得年月日が昭和62年度以前の場合は、小型合併処理浄化槽施工技術 特別講習会の修了証書を添付		
⑭	暴力団排除に関する誓約書兼同意書			
⑮	誓約書兼同意書の内容が確認できる書類の写し (運転免許証や健康保険証)	・ 申請者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(申 請日から3月以内に発行されたもの。写し可)		
⑯	既設の単独処理浄化槽を使用していることが 確認できる書類(保守点検や清掃の記録票等)	・ 単独→合併の場合のみ	メーカー名だけではわからないこと があります。 記録票や領収書は、業者の印や担当 者のサインが入ったものの写しを提 出してください。	
⑰	くみ取り世帯であることが確認できる書類 (くみ取りの領収書や請求書等)	・ くみ取り→合併の場合のみ		
⑱	理由書	・ 単独処理浄化槽、くみ取り便槽を土中に残置する場合、不法投棄となるおそれ があることから全撤去すること。 ※理由書は、撤去(一部撤去を含む。)できない合理的な理由があると市が認め た場合のみ提出		
⑲	既設コンクリート盤のメーカー名、寸法等が確認 できる書類	・ 既製コンクリート盤を使用する場合のみ		

Ⅱ. 浄化槽設置事業変更(中止・廃止)承認申請		備 考	申請者 チェック欄	廃棄対策 チェック欄
①	浄化槽設置事業変更(中止・廃止)承認申請書 (様式第4号)	・ 申請内容に変更が生じた場合のみ(例:配置配管図、見積額の変更等) ※必ず変更する前に提出 ※変更理由は、具体的に記入 ※実績報告書の提出後の変更承認はできません。 ※承認されていない事業を実施した場合、補助金の不支給又は減額となるた め、変更が生じた場合は、必ず事前に変更承認申請を提出すること		

Ⅲ. 浄化槽設置事業実績報告書		備 考	申請者 チェック欄	廃棄対策 課 チェック欄
①	浄化槽設置事業実績報告書(様式第6号)	・ 住所は補助金交付申請書と合っているか ・ 工事期間は補助金交付申請書記載の期間内か		
②	浄化槽設置事業補助金対象浄化槽概要書			
③	保守点検及び清掃の業務委託契約書の写し	・ 保守点検の契約日は、使用開始日以前とすること ・ 保守点検及び清掃の契約は市登録業者・許可業者と締結すること		
④	工事経費に係る請求書の写し	・ 内訳を記載 ・ 設置工事費(本体費用及び設置工事費)、撤去費(既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する費用)及び宅内配管工事については、見積書を分けること ・ 宅内配管工事費の補助金を申請した場合は、配管工事の内訳(単価・数量・材質等)を記載		
⑤	配置配管図 (事業実施前の配管図及び完成後の配管図) ※宅内配管工事費の請求の有無に関わらず事業実施前の配管図及び完成後の配管図を提出する	・ 枅の位置、配管の接続等は正確に記入 ・ 放流先を記入 ・ 単独処理浄化槽、くみ取り便槽の位置、全撤去の可・不可を記入 ※必ず工事完了後の状況を確認後作成してください ・ 宅内配管工事費の補助金を申請した場合は、付け替える配管等が分かるよう表示(色分け等)し、配置する配管の材質や内径、延長等が分かるよう記載		
⑥	設置工事、宅内配管工事の工程写真	・ 下記「設置工事の写真」で必ずチェック		
⑦	確認検査表(様式第7号)	・ 工事完了日以後に確認する		
⑧	誓約書(様式第8号)			
⑨	浄化槽使用廃止届出書	・ くみ取りの廃止届は不要		
⑩	変更届	・ 住所等に変更がある場合		

Ⅳ. 設置工事の写真		備 考	申請者 チェック欄	廃棄対策 課 チェック欄
①	着手前	【設置場所全体】 ・ 日付を記載する 【看板、浄化槽設備士とともに】 ・ 顔や文字などが読み取れるように		
②	掘削	・ 掘削深さが分かるように ※スケールとともに		
③	砕石(栗石)	・ 砕石の厚さ、転圧状況が分かるように ※スケールとともに ※既製コンクリート盤を使用する場合は、仕上げ厚について各浄化槽メーカーの施工要領書等を遵守するとともに、水平確認を行うこと		
④	基礎コンクリート	・ 配筋状況とコンクリートの厚さが分かるように ※スケールとともに ・ 既製コンクリート盤を使用する場合、設置前(メーカー名、寸法、板厚が分かるようスケールとともに)、設置後(水平確認実施)が分かるように		
⑤	浄化槽本体	・ 型式が分かるように		
⑥	据え付け(水平確認)	・ 水平は両方向		
⑦	水張り	・ ホース(放水と共)が写っていること		
⑧	水締め	・ ホース(放水と共)が写っていること		
⑨	埋め戻し	・ 転圧状況を含む		
⑩	スラブ	・ 配筋状況とスラブの厚さが分かるように ※スケールとともに		
⑪	かさ上げ	・ かさ上げ状況が分かるように ・ かさ上げなしの場合も撮る ・ かさ上げ30cm以内		
⑫	完成	・ 浄化槽全体が写るように ・ 日付を記載する		
⑬	フローア設置	・ コンセント(防水)口が分かるように ・ アースが必要なものはアースの状態が分かるように		
⑭	撤去前			
⑮	解体又は掘り起こし	・ 浄化槽や便槽のガラが完全に取り除かれたことが分かるように (掘り起こし後の状況と撤去済ガラ)		
⑯	撤去後			

Ⅴ. 宅内配管工事の写真		備 考	申請者 チェック欄	廃棄対策 課 チェック欄
①	着工前	・ 補助を受ける全ての配管等の箇所の写真を添付すること (撤去配管や枅の写真を含む)		
②	施工中			
③	施工後	※配置配管図に記載した新設配管・升及び撤去配管・升の記号等と写真の記号等を一致させること		